

## 公立幼稚園の民営化について

～市長戦略～ 平成 31 年度以降の早期に 1 園の民営化の実施

### I. 背景

超高齢化社会に加え、人口減少社会への突入

将来推計人口	人口	生産年齢人口比率	高齢化率
2000 年 (H12 年)	76,919 人	71.5%	12.0%
2020 年 (H32 年)	75,600 人	57.0%	30.0%

#### (1) 課題

- 生産年齢人口は減少。高齢化率の上昇により、社会保障に関する経費が増加  
→ 高齢化対策、障がい者支援、要支援者、要介護者のケア
- 公共施設等の老朽化対策（人口急増期に建設した施設が築後 40 年を経過）
- 土地開発公社の処理問題
- 自治体も選ばれる時代。魅力を高め、人を呼び込める施策の展開

～市長戦略～

魅力あるまちづくりとともに、持続可能な行財政運営体制の確立を目指す。

#### (2) 市長戦略の柱

～政策プラン～

- ◆ 将来ビジョンを設定し、大局的なプラン

～行革プラン～

- ◆ 行政資源を最大限活用するためのプラン

行革プランのひとつの柱が  
“民間活力の導入”

～財政プラン～

- ◆ 政策プランを着実に実行していくために財政見直しを策定

これら 3 つのプランを一体的に推進していくことにより、“自然と人が共生し、子育てと地域の絆で元気な交野”の実現を目指す。

### II. なぜ民間活力導入の検討が必要なのか

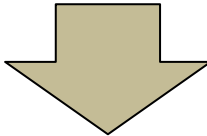
社会情勢の変化に併せ、公共サービスを維持向上させていくためには、市民・行政・民間等が、それぞれの役割を明確にした上で、徹底した行財政改革による行政のスリム化を進め効率化を図り、市が担うべき行政サービス水準の永続的確保が可能な行財政構造を確保することが不可欠。

こうした考え方のもと、改めて平成 19 年に策定した「民間活力の導入に関する基本方針」に基づき、個別事業について再検証し、事業の方向性と具体的な工程について、市長戦略の「行革プラン」として示したもの。

### Ⅲ. これまでの検討状況

新制度開始により、公私立ともに利用申込に対して応諾義務が生じることとなることから、市は次の点を考慮する必要がある。

- ①障がいやアレルギーのある児童、虐待やDV等の子育て困難家庭等を受入れて対応するために必要な支援
- ②就学前児童に対する教育・保育の質を確保するための中核的役割を担う
- ③教育・保育ニーズに応えるセーフティネットとしての役割を果たすため、直接運営に携わること
- ④直接、現場から得られる情報をもとに、ニーズや課題を的確に把握し、ニーズに即した施策展開を図ること



- ・公私間の財政負担の状況を見ると、園児一人あたり保育所で約3倍程度公立が高コストとなっている。
- ・老朽化している施設の改修等に係る市の負担も考慮する必要がある。

#### 《検討結果》

「子ども・子育て支援新制度」によって、子育て支援の量的拡充及び質の向上が図られたため、教育・保育とともにその他の子育て支援に係る財政負担も増加していくことになる。

そのような中、安定的な行政サービス水準を維持するためには、高コストとなっている現状を見直すことが必要であり、公私の役割分担を踏まえつつ、公立幼稚園の縮小・民営化の検討が必要な状況である。

### Ⅳ. 民営化の手法検討

現在の施設は、建築後 40 年以上が経過しており、老朽化しているため、施設の建替えも考慮する必要がある。このため、民営化を実施する際には、施設の建替え又は新築を行うことを念頭に、その手法を検討した。

	国補助金	市財政負担	安定性
公設民営	× 施設整備に国補助金活用不可	× 指定管理者を導入するため財政負担は解消しない	× 指定管理者は変更があり、継続的な教育・保育の提供が不安定
民設民営	○ 施設整備に国補助金が活用できる	○ 国の公定価格による運営	○ 継続的に教育・保育を提供

※新制度においては、民設民営でありながら、市の関与を明確にし、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態が法律上の制度として構築されている。(公私連携の幼保連携型認定こども園)

### Ⅴ. 今後の進め方

